

地方行政サービス改革の取組状況等(令和3年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
112411	埼玉県	鶴ヶ島市	都市Ⅱ-3

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】 類似団体 委託率	全国市区町村 (27) 委託率
本庁舎の清掃			100.0%	99.6%
本庁舎の夜間警備			100.0%	98.5%
案内・受付			89.8%	89.9%
電話交換			94.0%	92.8%
公用車運転			90.8%	88.6%
し尿収集			100.0%	98.2%
一般ごみ収集			98.7%	97.5%
学校給食(調理)			92.9%	72.5%
学校給食(運搬)			98.6%	91.2%
学校用務員事務			49.3%	38.0%
水道メーター検針			100.0%	99.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%	97.1%
ホームヘルパー派遣			100.0%	99.1%
在宅配食サービス			100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%	99.7%
ホームページ作成・運営			96.3%	97.8%
調査・集計			100.0%	96.3%

※令和3年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

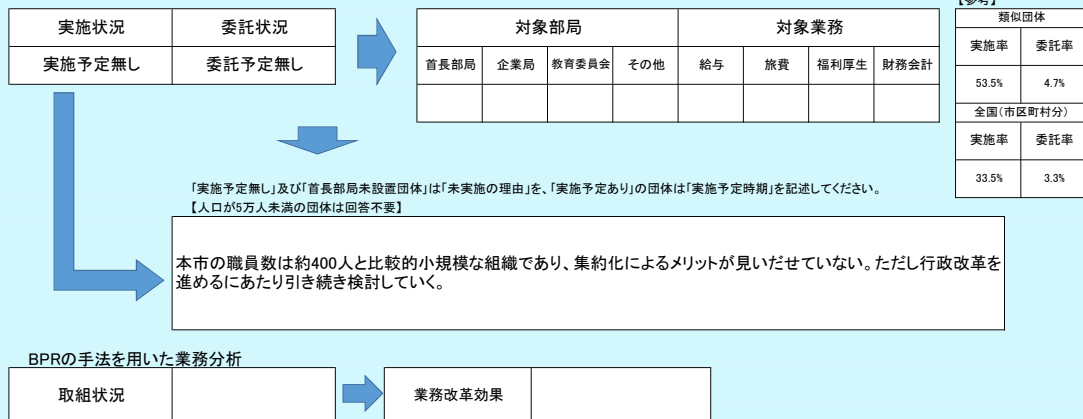
(2)指定管理者制度等の導入

								【参考】	
	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	類似団体導入率	全国市町村(29)導入率	
体育館	1	0	0.0%	施設を老朽化や規模等の状況から指定管理者制度ではなく、業務委託を選択したため。	0		61.9%	40.1%	
競技場 (野球場、テニスコート等)	2	0	0.0%	施設の規模等から指定管理者制度の導入によるメリットが見込めないため。	0		64.9%	48.4%	
プール	0	0			0		77.1%	52.0%	
海水浴場	0	0			0		38.4%	13.7%	
宿泊休養施設 (ホテル、国民宿舎等)	0	0			0		77.8%	85.0%	
休養施設 (公衆浴場、湯・山の家等)	0	0			0		77.6%	75.6%	
キャンプ場等	0	0			0		67.8%	59.2%	
産業情報提供施設	0	0			0		67.7%	75.0%	
展示場施設、見本市施設	0	0			0		50.0%	65.8%	
開放型研究施設等	0	0			0		0.0%	40.2%	
大規模公園	0	0			0		55.8%	44.2%	
公営住宅	1	0	0.0%	指定管理者制度を導入することでコストの増加が見込まれるため。	0		11.6%	16.2%	
駐車場	0	0			0		53.8%	37.1%	
大規模公園、斎場等	0	0			0		47.2%	22.8%	
図書館	7	7	100.0%		0		25.3%	20.2%	
博物館 (美術館、科学館、歴史館、動物園等)	0	0			0		31.8%	28.1%	
公民館、市民会館	7	0	0.0%	施設を地域の拠点施設として位置付けており、今後の事業展開に際し、現状では職員の管理するべきものと考えているため。	7	地域課題の抽出とその解決に向けた取組の支援、行政と地域団体、地域団体同士をつなぐ業務など、自治体職員が担うべき業務を所管するため、職員が常駐するべきものと考えている。	32.8%	22.8%	
文化会館	0	0			0		72.0%	51.5%	
合宿所、研修所等 (青少年の家を含む)	0	0			0		37.9%	50.1%	
特別養護老人ホーム	0	0			0		100.0%	74.7%	
介護支援センター	0	0			0		76.2%	49.0%	
福祉・保健センター	1	1	100.0%		0		60.9%	53.0%	
児童クラブ、学童館等	4	3	75.0%	施設の老朽化等の状況から、現状では指定管理制度の導入は適さないと考えているため。	1	施設の老朽化への対応を決定後、指定管理者制度の導入を検討する。	21.7%	24.5%	

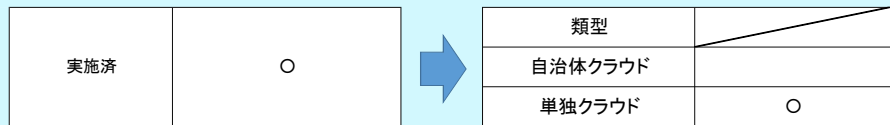
(3)窓口業務



(4) 庶務業務の集約化

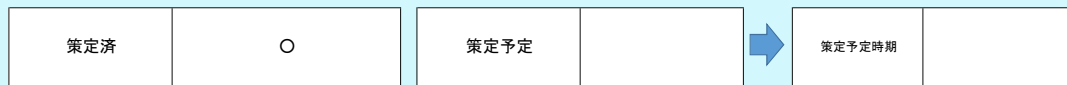


(5)自治体情報システムのクラウド化



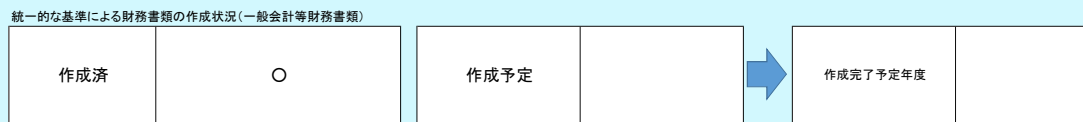
【参考】	
実施率(類似団体)	
自治体クラウド	単独クラウド
82.6%	31.4%
全国	
自治体クラウド	単独クラウド
41.4%	58.6%

(6)公共施設等総合管理計画



類似団体 策定割合	全国(市区町村分) 策定割合
100.0%	99.9%

(7)地方公会計の整備



【参考】	
類似団体 作成割合	全国(市区町村分) 作成割合
80.2%	85.8%

(注1) 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。

(注2)「作成済」の※印は、平成30年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により令和元年度中に財務書類の作成を行う団体